

伊那市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那市屋外広告物条例（令和4年伊那市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(屋外広告物表示禁止物件)

第2条 条例第5条第1項第7号の規則で定める基準に適合する広告物等は、次に掲げるもの以外の広告物等とする。

(1) はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下同じ。）、広告旗、広告幕類及び立看板

(2) 巻付広告にあっては、高さが1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの

(3) 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの

ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの

イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの

ウ 歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。）の区別のある道路にあっては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの

エ 歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ4.7メートル未満のもの

2 条例第5条第1項第9号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする

(1) 送電塔

(2) 給水塔

(3) 高架構造物

(4) 擁壁（道路の防護施設に限る。）

(5) 路上変電塔

(6) カーブミラー

(7) パーキング・チケット発給設備（道路交通法第49条第1項に規定する設備をいう。）

3 条例第5条第3項第5号の規則で定める基準は、表示面積が1平方メートル以下かつ高さが2メートル以下のものとする。

(点検)

第3条 条例第7条第1項の点検は、広告物等を表示し、設置し、又は改造したとき及びその後3年以内ごとに行うものとし、その方法は別に定める。

- 2 点検の対象とする広告物等は、次に掲げるもの以外の広告物等とする。
- (1) はり紙、はり札、立看板類、広告幕及びアドバルーン
  - (2) 壁面等に描かれたもの
  - (3) 前2号に掲げるものに類する簡易なもの
  - (4) 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの
- 3 条例第7条第2項の規則で定める広告物等は、高さが4メートルを超える広告物等とする。
- 4 条例第7条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
  - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
  - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく広告美術又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
  - (5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者
- 5 点検の結果の記録は、当該広告物等を除却するまでの間、保存するものとする。  
（規制地域）

第4条 条例第8条第1項第1号オ、カ、キ及びクの規則で定める地域又は場所は、別表第1のとおりとする。

2 条例第8条第1項第2号イ、ウ、エ及びオの規則で定める地域又は場所は、別表第2のとおりとする。

3 条例第8条第1項第3号ア、イ、ウ、及びエの規則で定める地域又は場所は、別表第3のとおりとする。

（許可の申請）

第5条 条例第9条第1項及び第14条第1項の許可の申請は、屋外広告物等表示（設置・改造・変更・移転）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。ただし、当該申請が、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕類、立看板その他軽易な広告物等の許可である場合で、市長が特に必要でないと認めるときは、次に掲げる書類等の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 広告物等を表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所の付近の見取図
- (2) 広告物等を表示し、設置し、若しくは改造し、又は変更し、若しくは移転しようとする場所及びその付近の現況写真
- (3) 広告物等の位置を示す配置図
- (4) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩その他表示の方法の仕様書及び図

面（はり紙及びはり札等にあつては、現物又は見本）

(5) 広告物等を表示し、又は設置する場所の所有者又は管理者の同意その他法令による許可、確認等を必要とするときは、これらがあることを証する書類

(6) 設置から3年以上経過したもので、改造、変更、移転する広告物等は、条例施行規則第12条に掲げる屋外広告物等安全点検報告書及び広告物等の現況の写真

(7) その他市長が必要と認める書類

（許可の基準）

第6条 条例第9条第2項の規則で定める許可の基準は、別表第4のとおりとする。

（適用除外の基準）

第7条 条例第10条第5号及び第6号の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。

（許可基準緩和の特例措置の申請）

第8条 条例第11条第3項の規則で定める申請は、許可基準緩和の特例措置申請書（様式第2号）に、第5条各号に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

（許可証）

第9条 条例第12条第1項の許可証は、屋外広告物許可証（様式第3号）によるものとする。

2 条例第12条第1項ただし書の許可済の印は、屋外広告物許可済印（様式第4号）によるものとする。

3 条例第12条第2項の規則で定める事項は、当該広告物等が条例第9条第1項の許可、第14条第1項の変更等の許可又は第15条第1項の許可の更新の期限及び伊那市の名称とする。

（許可期間）

第10条 条例第13条第2項の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、広告旗、広告幕、立看板及びアドバルーンとする。

（変更等の申請）

第11条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める市長の許可を必要としない変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既設の広告物等の形状、色彩、意匠若しくは表示内容の変更を伴わない修繕、補強又は塗替えをするもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更又は改造であると認めるもの

（許可の更新）

第12条 条例第15条第1項の規定による許可の更新は、第5条の規定による書類等のほか、次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

(1) 屋外広告物等安全点検報告書（様式第5号）

(2) 広告物等の現況の写真

2 前項第1号に掲げる点検は、許可の有効期間満了の日の60日前から当該申請の日までの間に行われたものでなければならない。

（廃止等の届出）

第 13 条 条例第 17 条第 1 号の廃止の届出は、伊那市屋外広告物等表示（設置）廃止届（様式第 6 号）によるものとする。

2 条例第 17 条第 2 号の承継の届出は、伊那市屋外広告物等表示（設置）許可承継届（様式第 7 号）によるものとする。

3 条例第 17 条第 3 号の変更の届出は、伊那市屋外広告物等表示（設置）許可者変更届（様式第 8 号）によるものとする。

（除却命令等）

第 14 条 条例第 21 条第 1 項又は第 2 項の命令は、措置命令書（様式第 9 号）によるものとする。

（身分証明書）

第 15 条 条例第 25 条第 3 項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 10 号）によるものとする。

（公表）

第 16 条 条例第 27 条の公表に係る図書又はその写しは、市長の指定する場所において公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該公表に係る図書又はその写しを市の公式ホームページに 2 週間掲載するものとする。

（補則）

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（伊那市屋外広告物規則の廃止）

2 伊那市屋外広告物に関する規則（平成 18 年伊那市規則第 115 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 施行日前に、屋外広告物条例施行規則（平成 6 年長野県規則第 25 号）の規定により使用されている様式は、この規則の相当規定による様式とみなす。

附 則（令和 4 年 6 月 30 日規則第 24 号）

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

## 別表第 1（第 4 条第 1 項関係）

### 1 景観形成住民協定

名称	範囲
青島区田園地帯景観形成住民協定	全区域

### 2 道路

路線名	区間	範囲
-----	----	----

高速自動車国道中央自動車道西宮線	伊那市の区域内	両側各500メートル以内
国道361号	南箕輪村との境界(伊那市西箕輪6563番405先)から市道与地10号線との交差点まで	両側各100メートル以内
	南箕輪村との境界(伊那市中の原8228番地291)から市道小沢尻線との交差点まで	伊那市地籍側100メートル以内
国道153号伊那バイパス	市道上牧笠原線との交差点から県道伊那辰野停車場線と立体交差する地点まで	両側各100メートル以内
国道153号伊那バイパス及び国道153号伊駒アルプスロード建設予定地	宮田村との境界から市道上牧笠原線との交差点まで	両側各100メートル以内。ただし、建設予定地については、用地買収されたとき
県道伊那インター線(環状北線)建設予定地	国道153号との交差点予定地から国道153号伊那バイパスとの交差点予定地まで	両側各50メートル以内。ただし、建設予定地については、用地買収されたとき
市道環状南線	市道小黒川大橋線との交差点から国道153号伊那バイパスとの交差点予定地まで	両側各50メートル以内
市道三峰川右岸土地改良幹線	国道153号伊那バイパスとの交差点予定地から県道西伊那線との交差点まで	両側各50メートル以内

別表第2(第4条第2項関係)

1 景観形成住民協定

名称	範囲
城下町高遠・まちづくり協定	全区域
美しいまち暁野区景観形成住民協定	全区域
美しい勝間景観協定	全区域
中条ふるさとづくり協定	全区域
上山田地区金井河原田園地帯景観協定	全区域

美原区景観形成住民協定	全区域
下山田河原地区田園地帯景観協定	全区域
小原景観協定	全区域
御園区内原地区景観形成住民協定	全区域

## 2 道路

路線名	区間	範囲
国道152号	伊那市の区域内	両側各50メートル以内
県道伊那インター線	県道伊那箕輪線との交差点から市道内原2号線との交差点まで	両側各50メートル以内
市道西部1号線	南箕輪村との境界から市道西部2号線との交差点まで	両側各50メートル以内
市道西部2号線	市道西部1号線との交差点から宮田村との境界まで	両側各50メートル以内
市道荒井横山線	市道原田井1号幹線との交差点から市道西部1号線との交差点まで	両側各50メートル以内
市道古町上新田線	国道361号との交差点から市道中央上新田線との交差点まで	両側各30メートル以内
市道中央上新田線	市道古町上新田線との交差点から市道上新田7号線との交差点まで	両側各30メートル以内
市道上新田7号線	市道中央上新田線との交差点から市道環状南線との交差点まで	両側各30メートル以内

### 別表第3（第4条第3項関係）

#### 1 景観形成住民協定

名称	範囲
福島地区景観育成住民協定	全区域

## 2 道路

路線名	区間	範囲
高速自動車国道中央自動車道西宮線	伊那市の区域内	両側各500メートル以上1000メートル以内
国道153号	藤沢橋から宮田村との境界まで	両側各50メートル以内
県道伊那生田飯田線	竜東橋から駒ヶ根市との境	両側各50メートル以内

	界まで	
県道伊那辰野停車場線	市道水神橋線との交差点から箕輪町との境界まで	両側各50メートル以内。 ただし、条例第8条第1項第4号アに規定された地域を除く。
県道沢渡高遠線	国道153号との交差点から市道押出天伯線との交差点まで	両側各50メートル以内
県道美篤箕輪線	国道361号との交差点から箕輪町との境界まで	両側各50メートル以内
県道伊那箕輪線	国道361号との交差点から南箕輪村との境界まで	伊那市地籍側50メートル以内
市道原田井1号幹線	県道伊那駒ヶ岳線との交差点から県道内ノ萱伊那線との交差点まで	両側各50メートル以内。 ただし、条例第8条第1項第4号アに規定された地域を除く。
市道小黒川大橋線	市道西部1号線との交差点から県道伊那駒ヶ岳線との交差点まで	両側各50メートル以内

### 3 河川

河川名	区間	範囲
天竜川	伊那市の区域内	河川区域両側各50メートル以内の河川堤防及び堤防上の道路から展望することができる範囲。ただし、条例第8条第1項第4号アに規定された地域を除く。
三峰川	黒川との合流点から天竜川との合流点まで	河川区域両側各50メートル以内の河川堤防及び堤防上の道路から展望することができる範囲。ただし、条例第8条第1項第4号アに規定された地域を除く。
小沢川	北沢川と南沢川の合流点から市道原田井1号幹線荒井橋まで	河川区域両側各50メートル以内の河川堤防及び堤防上の道路から展望することができる範囲
小黒川	市道上島小屋敷線小屋敷橋	河川区域両側各50メート

	から天竜川との合流点まで	ル以内の河川堤防及び堤防上の道路から展望することができる範囲。ただし、条例第8条第1項第4号アに規定された地域を除く。
棚沢川	土王田川との合流点から天竜川との合流点まで	河川区域両側各50メートル以内の河川堤防及び堤防上の道路から展望することができる範囲
大沢川	県道伊那生田飯田線と大沢川の交差部から天竜川との合流点まで	河川区域両側各50メートル以内の河川堤防及び堤防上の道路から展望することができる範囲

4 都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定された次の伊那都市計画特定用途制限地域

名称	範囲
小黒川スマートインターチェンジ周辺地域	全区域

別表第4（第6条関係）

1 第1種規制地域に係る許可の基準

(1) 自己用広告物等

項目		基準
1 敷地当たりの表示面積の合計		10平方メートル以下。ただし、1敷地に複数の事業所等がある場合は、当該事業所等ごとに10平方メートル以下とする。
①屋上広告物		表示・設置しないこと。
②壁面広告物	表示面積（壁面1面当たり）	壁面面積の10分の4以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
③袖看板	表示面積	1面で2.5平方メートル以下かつ全面で5平方メートル以下
	高さ	下端の高さが道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合は、2.5メートル以上とする。
	壁面からの出幅	1.2メートル以下
	道路上への出幅	1メートル以下



	その他	壁面の上端を超えないこと。
④電柱及び街路灯柱		表示・設置しないこと。
⑤地上に設置する広告物等	高さ	8メートル以下。ただし、別表第1の道路面より低い敷地に設置された広告物等は、道路面からの高さとする。
⑥広告旗	大きさ	幅0.6メートル以下かつ縦1.8メートル以下
	高さ	上端まで2.5メートル以下
上記①から⑥まで共通	照明	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。
	色彩	地色の彩度8以下

備考

- 1 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するものを除く。
- 2 事務所等の敷地が別表第1の道路に接していないため、広告物等が当該道路から望見できないか著しく効果がない場合の取り扱いについては、次のアからウまでの要件を満たす場合に限り、自己用広告物等として当該道路の入口に広告物等を表示・設置できるものとする。
  - ア 1の事務所等につき、当該道路の入口に1個に限り表示・設置すること。
  - イ 当該道路の入口に表示・設置する広告物等と当該事務所等の敷地内に表示・設置する広告物等の表示面積の合計は10平方メートル以内であること。
  - ウ 当該道路の入口に表示・設置する広告物等は、事務所等への案内のために表示・設置するものとし、設置可能な範囲は、面的に規制された場所では、同じ規制地域内のみ可能とし、路線等で規制された場所では、当該道路と事務所等の距離がこの施行規則別表第1に掲げる範囲内とする。
- 3 地色の彩度の基準については、下記のとおりとする。
 

屋外広告物の表示1面の最大面積を占める地色について、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の『マンセル表色系』の色相ごとに彩度を定める。以下、第2種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域においても同様の扱いとする。

(2) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するもの

項目		基準
表示内容		名称、方向及び距離等案内上の必要事項を表示したもの。
表示方法	表示面積	1面0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下（条例第8条第1項第1号カに掲げる地域にあつては、1面2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下）。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等

		は、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下とする。
	高さ	4メートル以下
	色彩	地色の彩度8以下
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するもの

## 2 第2種規制地域に係る許可の基準

(1) 自己用広告物等及び自己用広告物等以外の広告物等（以下「非自己用広告物等」という。）のうち事務所等への案内のためのもの

項目		基準
1 敷地当たりの表示面積の合計		10平方メートル以下。ただし、1敷地に複数の事業所等がある場合は、当該事業所等ごとに10平方メートル以下とする。
①屋上広告物		表示・設置しないこと。
②壁面広告物	表示面積（壁面1面当たり）	壁面面積の10分の4以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
③袖看板	表示面積	1面で2.5平方メートル以下かつ全面で5平方メートル以下
	高さ	下端の高さが道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合は、2.5メートル以上とする。
	壁面からの出幅	1.2メートル以下
	道路上への出幅	1メートル以下
	その他	壁面の上端を超えないこと。
④電柱及び街路灯柱		第2条第1項の規定に適合するもの
⑤地上に設置する広告物等	表示面積	非自己用広告物等 全面で4平方メートル以下。ただし、非自己用広告物等の広告物を1敷地に複数掲出する場合は、1敷地当たり10平方メートル以下とする。
	高さ	自己用広告物等 8メートル以下。ただし、別表第1の道路面より低い敷地に設置された広告物等は、道路面からの高さとする。

	非自己用広告物等	3.5メートル以下。ただし、別表第1の道路面より低い敷地に設置された広告物等は、道路面からの高さとする。
	その他	事業所等に案内するための地図又は矢印の表示があるものとする。
⑥広告旗（自己用広告物等に限り）	大きさ	幅0.6メートル以下かつ縦1.8メートル以下
	高さ	上端まで2.5メートル以下
上記①から⑥まで共通	照明	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。
	色彩	地色の彩度8以下

備考 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するものを除く。

(2) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するもの

項目		基準
表示内容		名称、方向及び距離等案内上の必要事項を表示したもの
表示方法	表示面積	1面2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下とする。
	高さ	4メートル以下
	色彩	地色の彩度8以下
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するもの

### 3 第3種規制地域に係る許可の基準

項目		基準
1 敷地当たりの表示面積の合計		50平方メートル以下。ただし、1敷地に複数の事業所等がある場合は、当該事業所等毎に50平方メートル以下とする。
①屋上広告物	本体の高さ	5メートル以下かつ建築物の高さの10分の6以下
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。
②壁面広告物	表示面積（壁面1面当たり）	壁面面積の10分の4以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さない

			こと。
③袖看板	表示面積		1面で2.5平方メートル以下かつ全面で5平方メートル以下
	高さ		下端の高さが道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上とする。
	壁面からの出幅		1.2メートル以下
	道路上への出幅		1メートル以下
	その他		壁面の上端を超えないこと。
④電柱及び街路灯柱			第2条第1項の規定に適合するもの
⑤地上に設置する広告物等	表示面積	自己用広告物等	1面で20平方メートル以下かつ全面で40平方メートル以下
		非自己用広告物等	1面で10平方メートル以下かつ全面で20平方メートル以下。ただし、1敷地に複数掲出する場合は、1敷地20平方メートル以下とする。
	高さ	自己用広告物等	10メートル以下。ただし、別表第1の道路面より低い敷地に設置された広告物等は、道路面からの高さとする。
		非自己用広告物等	5メートル以下。ただし、別表第1の道路面より低い敷地に設置された広告物等は、道路面からの高さとする。
⑥広告旗（自己用広告物等に限る）	大きさ		幅0.6メートル以下かつ縦1.8メートル以下
	高さ		上端まで3メートル以下
上記①から⑥まで共通	照明	自己用広告物等	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の2分の1以内とすること。
		非自己用広告物等	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。
	色彩		地色の彩度8以下

#### 4 第4種規制地域に係る許可の基準

項目	基準
1敷地当たりの表示面積の合計	250平方メートル以下。ただし、1敷地に複数の事業所等がある場合は、当該事業所等毎に250平方メートル以下とする。

①屋上広告物	本体の高さ	5メートル以下かつ建築物の高さの10分の6以下
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。
②壁面広告物	表示面積（壁面1面当たり）	壁面面積の10分の4以下
	その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
③袖看板	表示面積	1面で5平方メートル以下かつ全面で10平方メートル以下
	高さ	下端の高さが道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上とする。
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上への出幅	1メートル以下
	その他	壁面の上端を超えないこと。
④電柱及び街路灯柱		第2条第1項の規定に適合するもの
⑤地上に設置する広告物等	表示面積	1面で25平方メートル以下かつ全面で50平方メートル以下
	高さ	13メートル以下。ただし、別表第1の道路面より低い敷地に設置された広告物等は、道路面からの高さとする。
⑥広告旗（自己用広告物等に限る）	大きさ	幅0.6メートル以下かつ縦1.8メートル以下
	高さ	上端まで3メートル

別表第5（第7条関係）

(1) 適用除外の基準

項目		第1種規制地域 第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
①屋上広告物		※設置禁止	※全て許可対象	
②壁面広告物	表示面積（壁面1面当たり）	5平方メートル以下かつ壁面面積の10分の4以下	10平方メートル以下かつ壁面面積の10分の4以下	15平方メートル以下かつ壁面面積の10分の4以下
③袖看板	表示面積	1面2.5平方メートル以下かつ全面で5平方メートル以下		
	高さ	下端の高さが道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上とする		

		る。			
	出幅	壁面から1.2メートル以下かつ道路上1メートル以下			
④地上に設置する広告物等	表示面積	自己用広告物等	1面4平方メートル以下かつ全面で8平方メートル以下	1面10平方メートル以下かつ全面で20平方メートル以下	
		非自己用広告物等	※第1種規制地域では設置禁止。第2種規制地域では全て許可対象	1面5平方メートル以下かつ全面で10平方メートル以下	
	高さ	自己用広告物等	4メートル以下	8メートル以下	8メートル以下
		非自己用広告物等	※第1種規制地域では設置禁止。第2種規制地域では全て許可対象	4メートル以下	8メートル以下
⑤電柱及び街路灯柱等		※第1種規制地域では設置禁止。第2種規制地域では全て許可対象	第2条第1項の規定に適合するもの	第2条第1項の規定に適合するもの	
⑥広告旗	大きさ	幅0.6メートル以下かつ縦1.8メートル以下	幅0.6メートル以下かつ縦1.8メートル以下	幅0.6メートル以下かつ縦1.8メートル以下	
	高さ	上端まで2.5メートル以下	上端まで3メートル以下	上端まで3メートル以下	
	その他	5本以下	10本以下	10本以下	
①から⑤まで共通	照明	※設置禁止	動光・点滅を伴う照明、ネオンその	動光・点滅を伴う照明、ネオンその	

			他これらに類するものを使用しないもの	他これらに類するものを使用する部分の面積が、上記基準面積の2分の1以内のもの
--	--	--	--------------------	--

様式第1号（第5条関係）

屋外広告物等表示（設置・改造・変更・移転）申請書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者  
電 話 番 号

次の広告物等について許可を受けたいので申請します。

申請する許可の種類	許可・変更の許可・許可の更新 ( 前回許可番号 )		
表示(設置)場所			
規制地域	第1種 ・ 第2種 ・ 第3種 ・ 第4種 景観形成住民協定地区内の場合 ( 住民協定名 ) 住民協定との協議 ( 済 ・ 協議中 )		
著名な地点等への案内 のための場合	条例第8条第1項第1号カに掲げる地域 ( 内・外 )		
1敷地当たりの表示面 積の合計	申請部分	平方メートル	
	既存部分	平方メートル	
	合計	平方メートル	
表示(設置)期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
管理者又は 管理予定者	住所		
	氏名	電話番号	
工事施工者	住所		
	氏名	電話番号	
工事完了予定日	年 月 日		

備考 第5条に掲げる書類等を添付すること。

なお、許可の更新の場合は、第12条に掲げる書類等を添付すること。



表示(設置)する広告物等の規模・色彩等					
屋上広告物	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	
		全面		平方メートル	
	本体の高さ	メートル			
		建築物の高さに対する割合		/	
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )		地色の彩度		
その他					
壁面広告物	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	
		全面		平方メートル	
			壁面面積に対する割合		/
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )		地色の彩度		
	その他				
袖看板	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	
		全面		平方メートル	
	下端の高さ	歩道上への突出の有無		有・無	
		メートル			
	出幅	壁面からの出幅の有無	有・無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有・無	有の場合	メートル
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )		地色の彩度		
その他					
地上に設置する広告物等	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	
		全面		平方メートル	
	高さ	メートル			
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )		地色の彩度		
	その他				
	1敷地内の総表示面積 (非自己用広告物等)		申請	既存	合計
		平方メートル	平方メートル	平方メートル	
電柱等その他の広	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	

告物			全面		平方メートル
	高さ		メートル		
	出幅	壁面からの出幅の有無	有・無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有・無	有の場合	メートル
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )			地色の彩度	
その他					

備考 記入欄が不足するときは、該当欄を追加すること。

様式第2号（第8条関係）

許可基準緩和の特例措置申請書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住所又は所在地  
 名 称  
 氏名又は代表者  
 電 話 番 号

次のとおり条例第11条第3項の規定による許可を受けたいので申請します。

申請の理由	
-------	--

申請する許可の種類	許可（前回許可番号）		
表示（設置）場所			
規制地域	第1種 ・ 第2種 ・ 第3種 ・ 第4種 景観形成住民協定地区内の場合 （住民協定名） 住民協定との協議（済 ・ 協議中）		
著名な地点等への案内のための場合	条例第8条第1項第1号カに掲げる地域（内・外）		
1敷地当たりの表示面積の合計	申請部分	平方メートル	
	既存部分	平方メートル	
	合計	平方メートル	
表示（設置）期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
管理者又は管理予定者	住所		
	氏名	電話番号	
工事施工者	住所		
	氏名	電話番号	
工事完了予定日	年 月 日		

備考 第5条に掲げる書類等を添付すること。

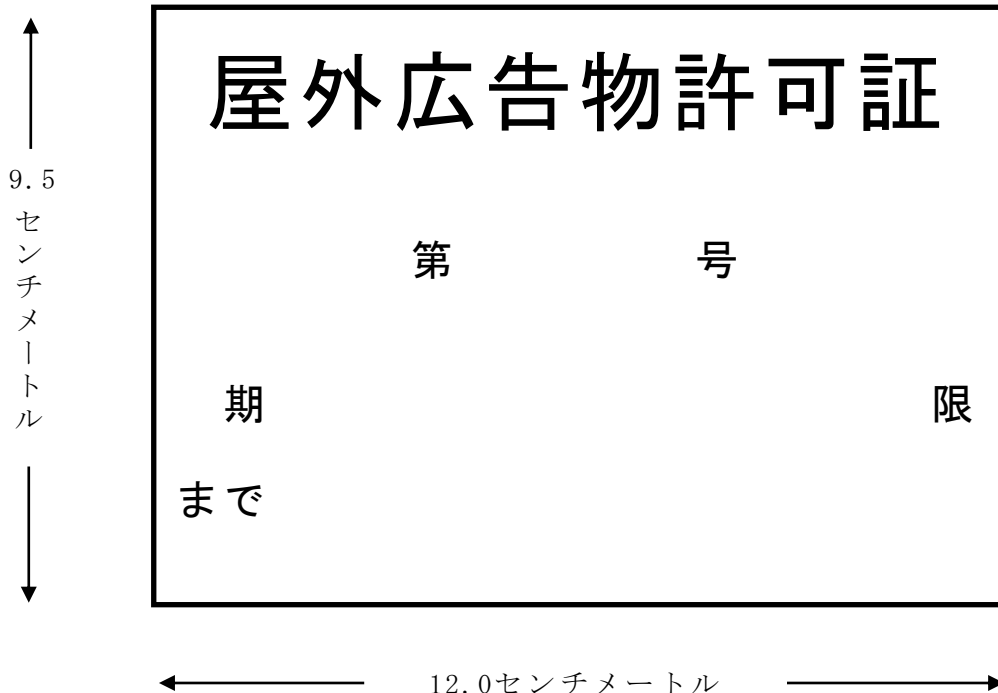
表示(設置)する広告物等の規模・色彩等					
屋上広告物	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	
		全面		平方メートル	
	本体の高さ	メートル			
		建築物の高さに対する割合		/	
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )		地色の彩度		
その他					
壁面広告物	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	
		全面		平方メートル	
			壁面面積に対する割合		/
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )		地色の彩度		
	その他				
袖看板	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	
		全面		平方メートル	
	下端の高さ	歩道上への突出の有無		有・無	
		メートル			
	出幅	壁面からの出幅の有無	有・無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有・無	有の場合	メートル
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )		地色の彩度		
その他					
地上に設置する広告物等	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	
		全面		平方メートル	
	高さ	メートル			
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )		地色の彩度		
	その他				
	1敷地内の総表示面積 (非自己用広告物等)	申請	既存	合計	
		平方メートル	平方メートル	平方メートル	
電柱等その他の広	所有形態	自己用広告物等 ・ 非自己用広告物等			
	表示面積	1面(最大面)		平方メートル	

告物			全面	平方メートル	
	高さ				メートル
	出幅	壁面からの出幅の有無	有・無	有の場合	メートル
		道路上への出幅の有無	有・無	有の場合	メートル
	動光・点滅照明、ネオン等の有無 有・無 (有の場合 表示面積に対する割合 / )			地色の彩度	
その他					

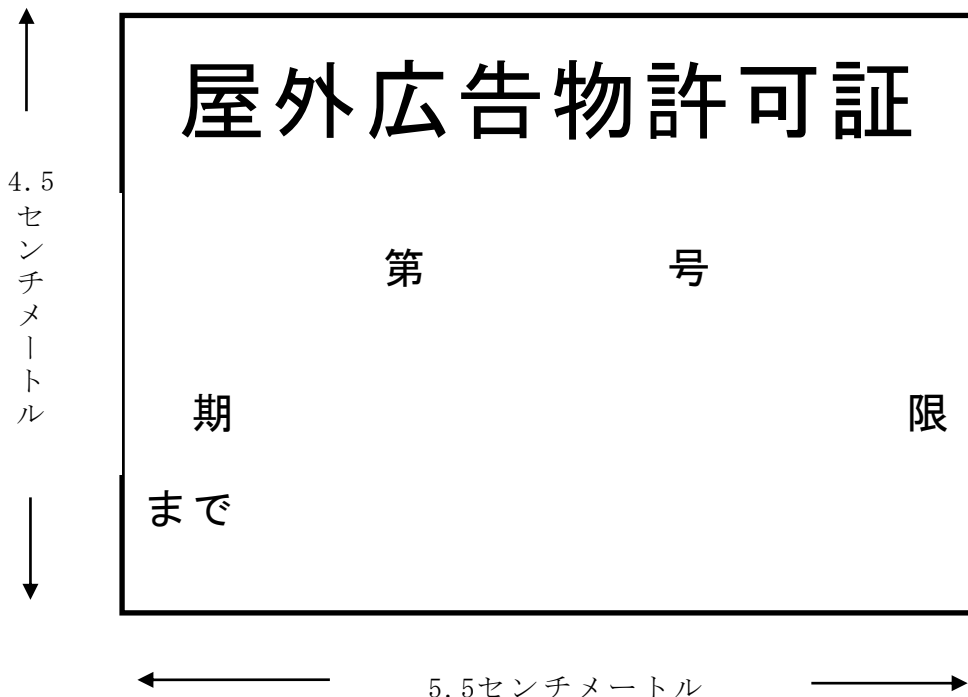
備考 記入欄が不足するときは、該当欄を追加すること。

様式第3号（第9条関係）

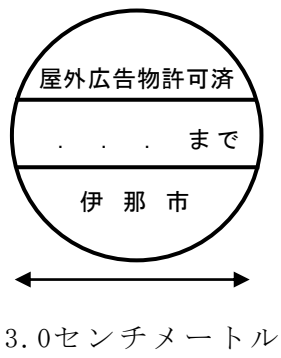
屋外広告物等の面積が2平方メートルを超える場合



屋外広告物等の面積が2平方メートル以下の場合



様式第4号（第9条関係）



年 月 日

屋外広告物等安全点検報告書

（宛先）伊那市長

届出者（許可を受けた者）

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者

電 話 番 号

該当に○（ 表示者・設置者・管理者 ）

次のとおり安全点検を実施しました。なお、記載内容は事実に相違ありません。

1 屋外広告物の安全性（表示者、設置者又は管理者のいずれかが記入すること。）

屋外広告物の概要	許可を受けている場合の内容	第 号（有効期限 年 月 日）
	広告物等の種類及び高さ	屋 上・壁 面・袖看板・地 上・その他  高 さ ※屋上・地上に設置するものは、設置面（地面等）からの高さ  メートル 袖看板等の壁面に設置するものは、支持部を含めた本体の高さ。
	設 置 場 所	
	設置年月日	年 月 日 ( 年経過)
点検結果への対応及び安全性の判断	<input type="checkbox"/> 異常のあった箇所は改善を完了し、安全上の問題はない。 <input type="checkbox"/> 現時点で安全上の問題はないが、次回点検までの間、補修その他の日常管理を行い、広告物等を良好な状態に保持 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

備考 必要に応じ裏面に、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すること。





3 写真（点検結果、改善状況）、所見

写真添付欄（点検結果、改善状況）	所見等記載欄
	<p>◇箇所</p> <p>◇点検方法</p> <p>◇補修等の状況、安全上の所見</p>
	<p>◇箇所</p> <p>◇点検方法</p> <p>◇補修等の状況、安全上の所見</p>

備考 写真の枚数により、適宜、欄を追加すること。

なお、屋外広告物全体の現況が確認できるように撮影すること。

様式第6号(第13条関係)

屋外広告物等表示(設置)廃止届

年 月 日

(宛先) 伊那市長

届出者(許可を受けた者)

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者

電 話 番 号

次のとおり広告物等の表示(設置)を廃止しました。

表示(設置)場所		種 類	
		数 量	基 面 平方メートル
許可年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
廃止年月日	年 月 日		
廃止の理由	1 期間満了によるもの 2 命令によるもの 3 許可を取り消されたもの 4 破損、汚染、退色、塗料等の剝離、老朽によるもの 5 設置者の都合によるもの 6 その他の理由によるもの ( )		

備考 廃止の理由欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

様式第7号(第13条関係)

屋外広告物等表示(設置)許可承継届

年 月 日

(宛先) 伊那市長

承継人 住所又は所在地  
 名 称  
 氏名又は代表者  
 電 話 番 号

次のとおり広告物等を承継しました。

表示(設置)場所	種 類	
	数 量	基 面 平方メートル
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
承継年月日	年 月 日	
承継前の 表示者・設置者	氏 名 (名称)	
	住 所	
承継の理由		

様式第8号（第13条関係）

屋外広告物等表示（設置）許可者変更届

年 月 日

（宛先）伊那市長

届出者（許可を受けた者）

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者

電 話 番 号

次のとおり広告物等の許可者を変更しました。

表示（設置）場所		種 類	
		数 量	基 面 平方メートル
許可年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
変更年月日	年 月 日		
変更内容	氏名 （名称）	変更前	
		変更後	
	住所	変更前	
		変更後	

措置命令書

様

次のとおり命じます。

伊那市長

1 表示（設置）場所

2 種類

3 数量

4 命令の理由

5 措置の内容

6 措置完了の期限 年 月 日

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。））、処分の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

		第	号
身分証明書			
職名			
氏名			
生年月日	年	月	日生
伊那市屋外広告物条例第25条第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。			
交付年月日	年	月	日
伊那市長			印

（裏）

1	この証明書は、立入調査を行う場合に提示しなければならない。
2	この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3	この証明書は、立入調査の資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。